

指導監査等の実施

目次

第1節

- 1 事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 指導監査部事業関連統計・・・・・・・・・・ 62

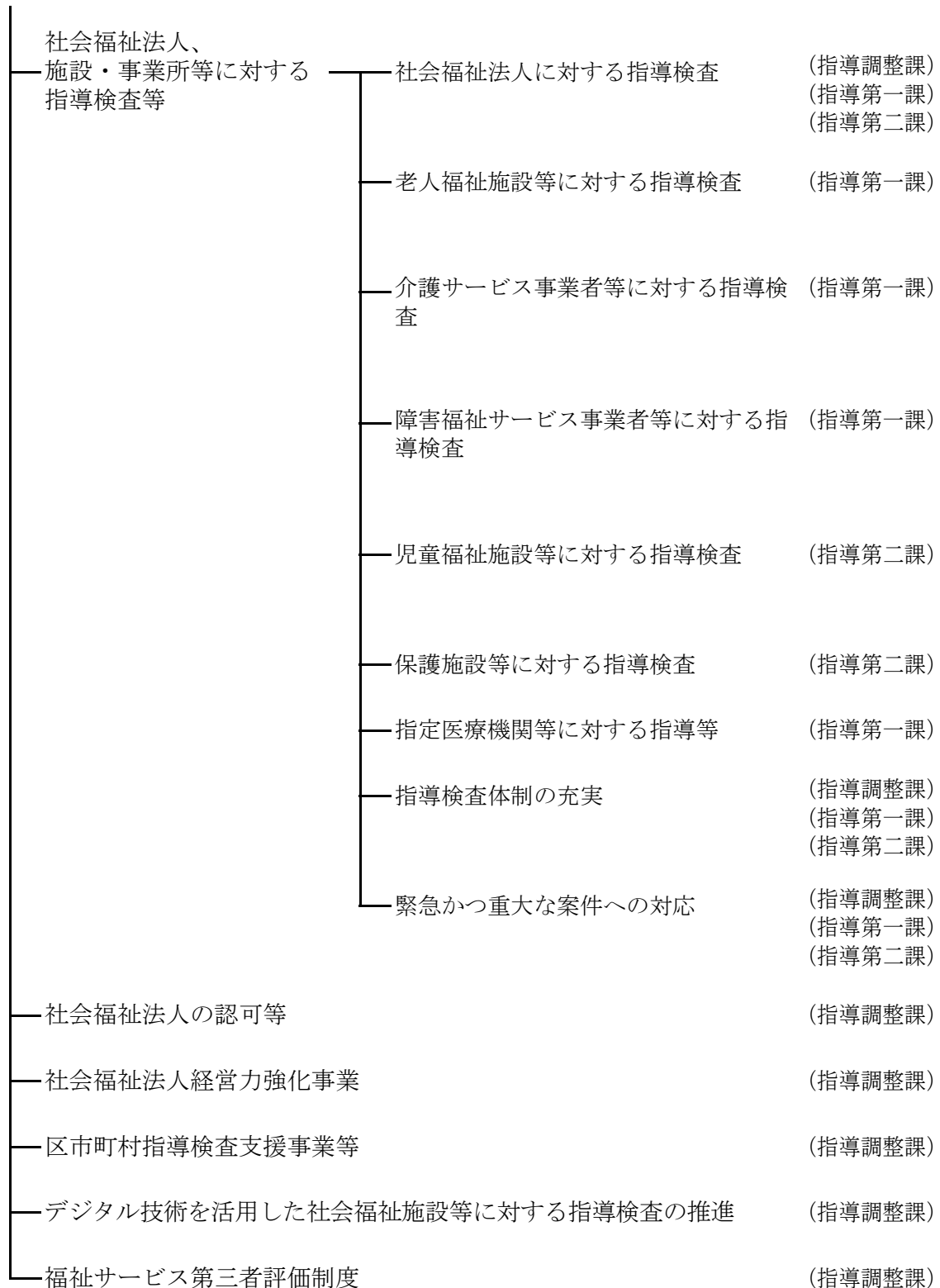
第2節

- 1 社会福祉法人、施設・事業所等に対する
指導検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2 社会福祉法人の認可等・・・・・・・・・・ 64
- 3 社会福祉法人経営力強化事業・・・・・・・・ 64
- 4 区市町村指導検査支援事業等・・・・・・・・ 65
- 5 デジタル技術を活用した社会福祉施設等に
対する指導検査の推進・・・・・・・・・・ 65
- 6 福祉サービス第三者評価制度・・・・・・・・ 65

第 1 節

1 事業の体系

指導・監査等の実施



2 指導監査部事業関連統計

(1) 指導検査の対象数、検査数及び実施率 (単位：法人、施設、事業、件、%)

種別等	令和4年度		
	対象数(a)	検査数(b)	実施率(b/a)
社会福祉法人	327	65	19.9
介護保険施設	486	53	10.9
高齢者施設等	1,487	159	10.7
介護保険在宅サービス事業(福祉系)	13,645	314	2.3
介護保険在宅サービス事業(医療系)	4,205	158	3.8
障害者支援施設等	2,258	81	3.6
障害福祉在宅サービス事業等	8,749	109	1.2
保護施設	29	18	62.1
児童福祉施設等(保育所・保育施設を除く。)	104	48	46.2
保育所・保育施設	4,412	455	10.3
その他施設等	198	88	44.4
指定医療機関	26,089	67	0.3

※ 高齢者施設等は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅である。

※ 障害者支援施設等は、療養介護、就労定着支援、施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び障害児入所施設等である。

※ その他施設等は、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設及び婦人保護施設である。

※ 検査数(b)は、実地指導(一般指導検査)と監査(特別指導検査)の合計である。

(2) 都内社会福祉法人数の推移(各年4月1日現在)

年度	平成元	平成10	平成20	平成25	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
法人数	629	760	982	1,021	1,069	1,073	1,080	1,080	1,083	1,085

第2節

1 社会福祉法人、施設・事業所等に対する指導検査等

(1) 社会福祉法人に対する指導検査

社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に対して、社会福祉法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

(2) 老人福祉施設等に対する指導検査

老人福祉法等の規定に基づき、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなどの老人福祉施設等に対して、法令に定める設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査を行い、適正な運営及びサービスの質の確保並びに入所者処遇の向上を図る。

(3) 介護サービス事業者等に対する指導検査

介護保険法等の規定に基づき、介護サービス事業者等に対して行う介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する検査を行い、適正な運営及びサービスの質の確保並びに保険給付の適正化を図る。

(4) 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査

障害者総合支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法等の規定に基づき、障害福祉サービス事業者等に対して、法令に定める最低基準等に対する適合状況について検査を行い、サービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図る。

(5) 児童福祉施設等に対する指導検査

児童福祉法等の規定に基づき、保育施設、児童養護施設などの児童福祉施設等に対して、法令に定める設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査を行い、施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図る。

(6) 保護施設等に対する指導検査

生活保護法等の規定に基づき、保護施設、無料低額宿泊所等に対して、法令に定める設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査を行い、施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図る。

(7) 指定医療機関等に対する指導等

生活保護法に基づく指定医療機関及び医療保護施設、障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関等に対し指導検査を行い、適正な運営及びサービスの質の確保並びに医療扶助等の適正化を図る。

(8) 指導検査体制の充実

会計専門員及び福祉サービス専門員を配置し、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導検査等において、専門的な見地から助言・指導を行い、指導検査等の充実を図っている。

(9) 緊急かつ重大な案件への対応

施設等の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合等に、即時又は重点的に対応するため、迅速に体制を整え、機動的に検査を行う。

2 社会福祉法人の認可等

社会福祉法に定める社会福祉事業を営営することを目的として設立される都知事所轄社会福祉法人に対する認可等を行う。

また、区長・市長所轄法人も含め、都内の社会福祉法人全体に対する指導体制の充実を図るため、社会福祉法人指導連絡会を開催し、区市との情報交換及び連絡調整を行うとともに、区市の事務担当者向けに、指導監督の実務に関する集合研修を開催するなど、区市に対する支援を実施する。

さらに、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年度から制度化された社会福祉連携推進法人の認定等を行う。（令和5年4月1日現在、都内3法人）

所轄庁別の都内社会福祉法人数

（令和5年4月1日現在）

所 轄 庁	厚生労働大臣	都知事	区長・市長	合 計
法 人 数	29	330	726	1,085

3 社会福祉法人経営力強化事業（平成28年度事業開始）

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の適正かつ安定的な運営の確保と指導検査体制の充実を図る。

(1) 法人及び所轄庁である区市への支援

社会福祉法人制度改革に対応し、経営組織のガバナンスや財務規律の強化等に取り組む法人を支援し、自主的な取組や問題解決を促すとともに、区市が所轄庁として指導監査を行うための支援を行う。（実施主体：東京都）

(2) 地域協議会の開催

社会福祉法人が地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成及び実施するに当たり、事業内容及び事業区域における需要について、住民や関係者の意見を聴取する。あわせて、地域における関係者のネットワークを強化するなど、地域福祉の推進体制の強化を図るため、地域協議会を開催する。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

(3) 法人の活動状況の把握及び公表

法人の計算書類等により活動状況を把握・分析し、得られた課題等を指導検査に活用するとともに、都内法人全体の活動状況や地域特性等を取りまとめ、公表する。

(4) 課題ある法人の早期発見・早期対応

法人の計算書類等の分析結果や、運営管理、会計経理の視点による確認事項と着眼点をまとめたツールを活用し、社会福祉法人の抱える課題の早期発見を図る。

また、外部有識者等からなる社会福祉法人専門家会議を活用し、迅速かつ適切な法人指導を行う。

4 区市町村指導検査支援事業等

住民やサービス利用者に身近な区市町村が、地域の実情に合わせて主体的に実施する介護保険法、障害者総合支援法等に基づく指導検査を支援するため、区市町村職員への研修や、都と区市町村との連絡会等を開催することにより、指導検査体制の充実・強化を図り、もって福祉サービスの向上に資する。

実施状況

(単位：回)

支援内容	介護分野	障害分野	保育分野
区市町村職員への研修	2	2	2
指導検査連絡会	1	1	1

5 デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減と利便性の向上を図るため、デジタル技術の効果的な活用方法を検討し、指導検査における対面・書面による業務プロセスの見直しに必要なデジタル環境の整備を推進する。(実施主体：東京都)

6 福祉サービス第三者評価制度（平成15年度事業開始）

事業者のサービスの質の向上を図るとともに、利用者のサービス選択や事業の透明性の確保に資する情報を提供するため、東京都福祉サービス評価推進機構を通じて多様な評価機関の認証、評価者の養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表等を行う。

あわせて、法制度改正に対応するための評価手法・項目の検討等の取組を行うことにより、更なる信頼性を確保し、第三者評価制度の普及・定着・拡大を図る。(実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団及び東京都)

